

新 雲仙プロジェクト通信 8号

平成25年10月13日(日)

「NPO法人 奥雲仙の自然を守る会」が主催する現地講習会に参加するとともに、現地の調査（ミヤマ分布調査、ビューポイント調査）等を実施する。

参加者： 波木事務局長、矢ヶ部リーダー、山下副リーダー、金尾

◆◆アダプト団体会長 林田益太郎氏の話

林田氏は同じ雲仙市内、当地域の有明海側の麓に当たる地区で河川の保全活動をしておられる。十数年前、県の環境調査で、自然に恵まれた地元神代（こうじろ）川の水質が、長崎市内の浦上川と並んでワースト2であったことに衝撃を受け、その再生を目指した。調査の結果、都市部の産業廃棄物処理の過程で得られた土壌改良剤が原因であることが判明し、まず、その除去から取り組み、今では蛍の舞う川にまで再生した。



林田氏の方針は、地元参加者による共同作業は「自己満足の事業であること」とし、日程は決めるが活動参加時間は任意とするということだ。つまり、集合時間を決め、一斉に作業に取り掛かるのではなく、無理をしないで「出来る時に各自で行う」というものだ。その活動体系が確立されるまでは長い年月を要したことは想像に難くないが、「人（地域）の為だけではなく、自己満足の為」という活動理念には感銘を受けた。これが、長く続く秘訣かも知れない。

◆環境省 九州地方環境事務所 雲仙自然保護官 岸田宗範氏のレクチャー

岸田氏は東京都大田区の出身で阿蘇の事務所に続き、この春から雲仙に赴任した若き保護官である。

岸田氏によれば

・自然公園法とは、「優れた自然風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。」



・自然公園の3つのタイプ

国立公園	環境大臣の指定	環境省の管理責任	自然公園法に基づく
国定公園	環境大臣の指定	県の管理責任	自然公園法に基づく
県立公園	県知事の指定	県の管理責任	自然公園法と県条例に基づく

・雲仙天草国立公園

昭和9年3月に日本初の国立公園（瀬戸内、霧島と共に指定）

昭和31年7月に「雲仙天草国立公園」

面積は28,279ha。（海域除く）長崎、熊本、鹿児島島の三県にまたがり、雲仙地域は12,858ha。

・国立公園内でも、当田代原地区は「第2種特別地域」となっており、「農林漁業と努めて調整」の

地区となっている。

- 当地区は特別地域の規制により、阿蘇のような野焼き等の環境再生維持活動はできない。

◆ミヤマキリシマの保全活動に関する現場作業

今回の講師である林田氏のグループと岸田自然保護官も一緒に、現場作業に取り掛かったが、以前から気になっていた湧水等による天然のビオトープ周辺について、林田氏より興味深い指摘があった。それは岸辺に繁茂する苔が蛍の産卵に最も適したものであるということだ。標高600mの冬の気候を考えると夢のような話だが、林田氏から来年度は試してみたいとの意思表示もあった。

◆現地調査

昼食の後、林田氏のグループと地元「守る会」の皆さんは、再び草原の作業に出て行き、我々はNPOの中田代表、岸田保護官とともに自然遊歩道から見た、景観の調査に出かけた。本来、ミヤマキリシマの群生が見渡せるはずの、設定されたビューポイントからは、樹木の生長により全くその景色が遮られていた。

◆今後の展開

「NPO法人 奥雲仙の自然を守る会」は、一昨年度末、松本由利さんの紹介でご縁のあった組織だが、回を追うごとに参加・賛同者が増え拓がることを肌で感じる。次回（11月17日）は当会矢ヶ部リーダーが繋いだ長崎大学環境科学部の深見聡准教授のグループが参加し、来年度より奥雲仙の活動が学生諸君の「単位」となる可能性も見えてきた。当会としては、本来の社会的意義である環境保全活動と、その基盤となる特産品開発を明確に分けて担当してゆく必要があると考えられる。（文責 金尾俊郎）



← 新しく建て変わったNPO事務所



↓ 毎度の楽しい食事会

本日の一枚（2枚ですが）



↑ 展望台にて（右より：波木事務局長、岸田保護官、中田代表、山下さん、入口さん、金尾さん）



↑ ミヤマササ保全活動を終えて 集合写真

【第8号 新雲仙プロジェクト通信作成担当：金尾】